

## 事例⑩ 外国府間（堤内）地区

事業区域の農地面積 : 11.2ha  
売買により集約された面積 : 9.3ha (83%)

農業用パイプラインの不良により、農業者の減少が課題となっていたところに幸手市内で農業参入を目指す野菜農家の誘致を行い地域内の9.3ha (83%) の農地を農地法第3条による所有権移転（売買）にて参入農業者が取得することとなりました。

課題であった農業用パイプラインの不良に左右されない作物（じゃがいも）の栽培を予定しており、今後の幸手市内における同様の水利問題のある農地の課題解決に向けたモデルケースとなることが期待されます。

